

平成19年第4回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

平成19年8月17日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 議案第53号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（デジタル移動系）設備設置工事）  
日程第5 議案第54号 工事請負契約締結について（本巢市学校給食センター建設工事（厨房設備））

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大熊和久子	17番	大西徳三
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

---

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会事務局長	杉山勝美

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 飯尾正雄

議会書記 杉山昭彦

議会書記 川口直紀

---

## 開会の宣告

### ○副議長（瀬川治男君）

ただいまから平成19年第4回本巢市議会臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○副議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 戸部弘君と19番 高橋秀和君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ○副議長（瀬川治男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
御異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告について

### ○副議長（瀬川治男君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。  
最初に、私より報告をいたします。  
報告させていただきます。  
6月27日、平成19年第2回本巢消防事務組合議会臨時会が本巢消防事務組合本部にて会期1日間で開催され、議長が出席されました。  
提出議案は、建築基準法施行例の改正に伴う火災予防条例の一部を改正する条例と、分署建設工事請負契約の締結についての2議案であり、分署建設工事請負契約については、指名競争入札の結果、上村建設株式会社が契約金額1億342万5,000円で落札し、本契約を締結するための議会の議決を求めるものであります。提出された2案件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。  
7月2日、西美濃夢回廊整備促進協議会総会が本市役所で開催され、議長の代理として出席いたしましたので報告します。

提出議案については、「収入役」を「会計管理者」に改正する内容の規約の一部改正と、平成18年度事業報告、平成18年度歳入歳出決算認定、平成19年度事業計画、平成19年度歳入歳出予算の5議案が提出され、審議されました。いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

7月4日、第258回岐阜県市議会議長会が瑞浪市で開催され、出席いたしました。

提出議案については、教育行政に関する要望、自治体病院の医師確保対策を求める要望、国体開催に関する要望、平成18年度収支決算認定など6議案が提出され、決算認定については、歳入総額297万4,136円、歳出総額243万5,324円、差し引き53万8,812円でありました。提出された6議案、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、次回開催地は恵那市に決定いたしました。

7月12日、全国森林環境税創設促進議員連盟第14回定期総会が高知市で開催され、産業建設委員会 道下和茂委員長と安藤重夫副委員長が出席いたしました。総会では、外国産木材の輸入に歯止めをかけ、国土の保全と山村振興のために全国森林環境税の早期実現を目指し、同盟会としては、今後とも関係機関に対して積極的に要望していく方針であるとのことであります。

また、7月9日、第29回県道根尾谷汲大野線改良促進期成同盟会総会が揖斐川町役場でありました。

7月24日に東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会、国道21号、22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会合同総会が岐阜市で、7月26日に第29回緑資源幹線林道 関ヶ原八幡線建設促進協議会通常総会が岐阜市で、8月6日に国道418号整備促進期成同盟会総会が美濃加茂市で、8月7日に長良糸貫線事業促進協議会総会が岐阜市で、8月9日に岐阜関ヶ原線道路建設促進期成同盟会総会が岐阜市で、同じく8月9日に関本巣線整備促進期成同盟会総会が岐阜市で開催され、議長の代理として出席いたしました。各協議会、各期成同盟会、いずれの総会も平成18年度事業報告、平成18年度収支決算認定、平成19年度事業計画、平成19年度予算について審議され、全会一致で原案のとおり可決されております。

以上、報告いたしました詳細資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、ごらんになりたい方はお申し出ください。

これもちまして、議長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 村瀬明義君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（村瀬明義君）

議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第15号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。

内容につきましては、6月の定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、根尾キャンプパークで開催された「ほたる祭り」の様子を掲載しました。3ページからは、7名の議員による一般質問、委員会報告、議決された議案の内容の順に掲載し、最終ページには若手農業生産者

による酪農会の活動を紹介いたしました。

今回は、6月26日、7月3日、10日の計3回にわたり委員会を開催し、皆さんから提出いただいた原稿をもとに編集し発行したところであります。

次回の議会だよりについては、定例会の内容を主なものとして、11月1日の発行を予定しております。以上、議会だより編集特別委員会から報告をいたしました。

○副議長（瀬川治男君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、連合議会の方より報告申し上げます。

平成19年第2回もとす広域連合議会の臨時会が、平成19年7月9日の1日間の会期で開催されましたので報告いたします。

常任委員会の委員の選任ともとす広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙等の提出案件3件のうち、人事案件2件、条例の制定1件でありました。

常任委員会委員の選任といたしましては、瑞穂市より新たに選出された浅野楔雄議員を、篠田徹議員の後任として療育医療衛生常任委員会委員に選出されました。

もとす広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙といたしまして、任期が平成19年7月11日満了に伴い、選挙管理委員会委員4名、船坂さん、浅野さん、青木さん、大西さんの4名でございます。それから補充員4名、飯尾さん、内藤さん、酒井さん、浅井さんについての選挙は、指名推薦により議決で全員当選されました。

広域連合長より諸般の報告がありました後、議案といたしまして、監査委員 横山さんの選任及び公平委員会委員の吉田さんの選任について議会の同意を得ました。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律による収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止に伴い、所要の改正について可決いたしました。

詳細資料につきましては、議会事務局にありますので申し出てください。

以上、もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

---

日程第4 議案第53号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○副議長（瀬川治男君）

日程第4、議案第53号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（デジタル移動系）設備設置工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

議案第53号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

工事名は、本巣市防災行政無線（デジタル移動系）設備設置工事でございます。工事内容は、統制局設備・中継局設備・移動局設備の設置でございます。7月27日に事後審査型制限つき一般競争入札を行いまして、2億4,990万円で落札されました。契約の相手方は、岐阜市六条北四丁目10番7号、中央電子光学株式会社、代表取締役 日比泰雅氏でございます。

本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしく議議決賜りますようお願いいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

議案第53号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

**○総務部長（土川 隆君）**

それでは、議案第53号 工事請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

平成17年度から平成19年までの3年間で本巣市防災行政無線設備の整備に取り組んでおります。

今年度に計画の防災行政無線（デジタル移動系）設備設置工事につきましては、去る7月27日に入札を実行いたしまして、落札者の中央電子光学株式会社と8月3日に仮契約を締結いたしましたので、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要等につきましては、先ほどの全員協議会で御説明をさせていただきました。御理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第53号 工事請負契約締結について（本巢市防災行政無線（デジタル移動系）設備設置工事）については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第5 議案第54号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○副議長（瀬川治男君）**

日程第5、議案第54号 工事請負契約締結について（本巢市学校給食センター建設工事（厨房設備））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

**○市長（内藤正行君）**

議案第54号 工事請負契約の締結についてでございますが、工事名は、本巢市学校給食センター建設工事（厨房設備）で、工事内容は、洗浄室、コンテナプール、加熱調理室等に係る厨房設備工事でございます。7月27日に事後審査型制限つき一般競争入札を行いまして、3億4,618万5,000円で落札されました。契約の相手方は、岐阜市西荘四丁目1番44号、岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役 渥美允元氏でございます。

本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求める次第でございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より御説明を申し上げます。よろしく御議決賜りますようお願いいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

議案第54号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

**○教育委員会事務局長（杉山勝美君）**

それでは、議案第54号の補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、8月8日に仮契約が取り交わされております。

それでは、提出内容について御説明をいたします。

まず工事名でございますが、本巢市学校給食センター建設工事（厨房設備）で、契約の相手方は、岐阜市西荘四丁目1番44号の岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役社長 渥美允元氏でございます。契約の方法につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札で行われ、お手元の入札執行一覧表にありますように、この工事には4社の申し込みがありましたが、1社については入札日前までに入札保証金が納入されなかったことにより失格ということでございます。完成工期は、他の工事と同じ平成20年2月29日でございます。契約金額は、3億4,618万5,000円でございます。

厨房設備の概要につきましては、これまでも御説明させていただきましたので省略をさせていただきます。よろしく御理解のほどお願いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ちょっとお聞きします。全協の中でいろんな説明を聞いたのですが、その中に、怪文書みたいなものが出ておるといふことで、その内容を今見させてもらって、その中からいろんなことをかんがみて質問をさせていただきます。

説明の中に、アイホー商品から一部同等品を置きたいという形が72%から59%まで下げたということ。私が調べたところでは、185品目の中から、品目数で言うと85品目がアイホー製品から同等品にかわったということなんですね。これは、設計業者の方と相談の上、アイホー製品を同等品とされたのか、また市の方の考えによって85品目のアイホー製品を同等品としたのかということをお聞きします。

それともう1点は、最初に入札した入札の予定価格よりも、今回21万円ほど多くなっているんですね。その明細においては、すき間の金属が不足して追加したということなんです。この21万円というのは、談合を阻止する会からのいろんな動きからかんがみて、入札を正当化するためにどうも上乘せしたようなふうにとれてしょうがないんですね。そのことに対しまして、この21万円がどういふものであり、本来ならどういふ形で今まで付備されていたのか、前の設計においての何かの変更があつてこうされたのか、そのことについての説明を求めます。

それから3点目に、全協の中で調査委員会が、談合があるんじゃないとか怪文書があつて、それに対してどうのこうのということに対して、よく似たことだと、そのような阻止する会が出されたものと、これに対して間違いないようなこと、またよく似ておることが結果としてなされて、その中において審査をされて、何ら間違いがないと。こういうことはないですよと、違法性もないとどうのこうのということで報告がなされましたけれども、どうもこの怪文書を見ると、怪文書の指摘の方が非常に当たっているんですね。当たっていることに対して、間違いはなかったですよといふ何か、どういふふう調べて、何を根拠に何ら間違いはなかったといふのかということの説明を願いたいと思います。以上。

○副議長（瀬川治男君）

杉山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（杉山勝美君）

今御質問の1点目、2点目について、私の方から御答弁をさせていただきます。

まず、品目で185のうち85の部品が変わつたということのお話でございます。これにつきまして、市の方がそういうことの調査をコンサルの方へお願いをしたという経緯でございます。基本的に、1回目の入札で中止という形は先ほど御説明をさせていただきました。同じ形で入札を執行す

ることができないということもございまして、先ほど言いましたように、業者のアイホー製品を指定部品を外してやるという形を取らせていただくということで、2度目の入札に向かったということでございます。一応この製品を依頼したのは、市の方が業者をお願いをしたということで、業者がそれに基づいて設計書の中を調査したというふうで御理解をいただきたいと思えます。

それから、予定価格が21万ほど上がったという件につきましてでございます。

これは、先ほどもご案内をさせていただきましたけれども、消毒の保管庫の裏、壁際にその保管庫が建つわけでございますけれども、その間にすき間が、当然裏側ですので凹凸があるということで、すき間をあけて設置します。その関係で、幅10センチで、物はステンレス製なんですけれども、延長にしますと52.4メートルほどの長さになるわけです。この殺菌保管庫は、4カ所に分かれてそれぞれ設置されますけれども、総延長で、先ほど言った52.4メートルになるというもので、10センチほどの板材のものでございますが、それをそのすき間に埋め込むというものでございます。そんなことを今回一緒に追加という形をお願いしております。よろしくお願いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

御質問3点目の、調査委員会についての中での御指摘についてでございますが、間違いがなかったかどうかということで御質問をいただいておりますが、調査委員会につきましては、入札談合に関する情報の信憑性について調査をするということになっております。それで、当初のありました談合情報、本巢市学校給食センター厨房設備入札、岐阜アイホーに決定といった、この情報につきまして委員会の方で調査をいたしました結果、この情報の中身で審査した結果、談合があったといった確認、あるいは認めることができないといったことで、やはりなされたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○副議長（瀬川治男君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

それでは、もう1点ちょっと聞きます。

3点目のことですね、この中に今アイホーの云々という、市からの談合を阻止する会というところからのこの文書をちょっと見させてもらっておるんですが、業者同士の談合という形ではうたっていないんですね。官制談合だという形でうたっているんですね。だから、業者と官との癒着があるんじゃないかということで、このことが指摘されているんですね。そして、185品目中85品目が、業者によってのお願いをしたにしても削除された。削除されたということは、削除は最初からできたということだと思えるんですね。その削除ができたものを、しなくて入札を行ったことによってアイホー1社しか入札ができなかったという経緯の中において、アイホーに仕事をやらせるために、言葉の悪い言い方であるなら、仕組まれたことだと。だから、官制談合ではないんですかという指摘なんですね。何を根拠にこの185品目のうちの85品目を、2回目のときに削除したかという、説

明の中においては、入札をもう少し幅広くしましょうということなのですが、幅広くしたところで、答えとしてはアイホーが同じように入札をして落としてきたと。またその入札率も金額的においては九十九、何%というすばらしい当たりの金額でなされている。金額で言うなら、3億4,700万ですか、きょうの入札において、正直なことをいって100万円安いだけという、極めてびっくりするような価格で入札が成立しておる。そこに入札させるために仕組んだのではないですかという指摘があるからこそ、ここの中において官制談合ではないんですかという指摘をされているんですね。だから、業者同士の談合じゃないですよということなんです。行政として、行政が行政を調べることに、何のあれもなかったですよというのは、何だかちょっと説明不足のような気がしますので、いま一度質問をします。

それと1点目の、重複するところはあるんですが、185品目中の85品目、パーセンテージでいくと、先ほど言われたようなパーセンテージ、72%から59%になると。いろんなところからのいろんなお話を聞くところによると、重複するかもしれませんが、60%ぐらいのアイホー製品であるならば、最初から私たちは入札に参加をしていきましたという旨のことも聞いておるんですね、又聞きで申しわけないんですが、辞退了業者さんからですね。そういうことをかんがみたときに、どうやって私のあれで見てもこの談合を阻止する会から指摘されておることが非常に御名算というところに近いんですね。

それからもう1点は、21万円を上げたことに関して、4カ所か5カ所かという中で、52メートルからの10センチからの幅のものを設計の段階において、それを見過ごしていくよなんてことは、私の考えの中では到底あり得ないと思っているんですね。だから、2回目の入札を正当化するための形として、わざわざそれをつけ加えたのではないかという気がして仕方がない。また、そのことを最初から忘れていたような設計事務所に対して、設計事務所からの指摘があつて、そのことがわかったのか、市の方が設計を見てわかったのかということも再度お伺いいたします。以上。

**○副議長（瀬川治男君）**

土川総務部長。

**○総務部長（土川 隆君）**

1点目の談合の件でございますが、業者間の談合じゃなくて官制談合についての御質問でございます。

先ほど調査委員会の結果を申し上げましたように、この情報につきまして調査いたしました結果、そこら当たりの談合の事実というのは確認ができなかったということで、繰り返しの答弁でございますが、くどいようですけど談合の事実は確認できなかったといったことでございます。

**○副議長（瀬川治男君）**

杉山教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（杉山勝美君）**

21万の経費の分、入札を正当化するために仕組んだというような御質問でございます。

これについては、そういったことはないと思っております。事実、今回の2回目の設計書を

つくる段階で、明細にチェックをしながら拾っておると、こういったことが実質判明してきたというのが本当というか、事実のことです。そんなことで、意図的に正当化するようなことを仕組んだということではなしに、こういった誤りが発生したということを私どもは考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

21万円の設計事務所の方からの依頼があつて、こういうものがこういうふうですよというふうで、依頼があつてそれを直して21万円の計上をされたのかということなんですね。だから、それに対して、今市の方でいろいろと見たところ、そういうものがあつたから21万円の計上をしたんだという。もっと言うなら、先に今回の入札がなされなくて、最初の入札が成立しておつたら、五十何メートルの10センチのところ、空きっ放しだったということなんですか。そんなばかな設計をしてくる業者に対して、それに対して何らかの形のことを言っていかなきゃいかんじゃないですか。だから、設計の中において図面が直してあるだとか、何かの指摘がなされていると、大建設さん、このこと承知なんですか。承知なら、最初のうちの設計と違うんですね。このところとこのところが当社の方の設計においてミスがあつたから、直させてくださいという要望があつたんですか。また、それを指摘したんですか。まず、そのことがどう見てもおかしい。

それからもう1点は、官制談合と言われている以上、官の人が官の人のやっておることを調べることに、適正な審査の中において、だれが審査委員でだれがきちんと調べたのかよくわかりませんが、こういう文書が出て、この文書が1人か2人のごく少数のところへ行っておられるのなら、それはそれでいいかもしれないが、もし万が一この文書が本巢市の中の不特定多数の人のところに、かなりの枚数で流れていたときに対して、市会議員として今回指摘されたことに対して、これをどういうふうの説明できるかということに関しては、今の説明では説明が非常にしにくいと。もともとが185品目中85品目も削除したこと自体において、しょっぱなからの185品目中85品目引いたということは100品目。何度も言うけれども、59%そこそこのもので設計をなし、そして入札をしておけば、こんな問題は到底起きなかつたと思うし、1回目で落札もできたと思うし、成立もできたと思う。また事実、参加させてもらいますと言った人もおらさせるから、2社以上は必ずおつたと私は断言してもいいんです。そういうことをやったことにおいて、そのこと自体がアイホーに仕事をやらせるために185品目指定したんじゃないんですかということを知っています。そのことを調べて、そして、何の目的において85品目が削除できたんだということの説明がなされない限り、どこまでいってもアイホーに仕事をやらせるために、そういうふうには仕組んだんじゃないんですかといつて言われたときに、どうやって反論したらいいんですか、お答えをお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

高木副市長。

○副市長（高木 巧君）

大変厳しい御質問でございますが、まず官制談合ということについては、官制談合防止法上の一つの解釈でございます。これは何かということでございますが、まず一つには、職員が入札に参加する事業者に談合をさせる。それから二つ目が、職員が落札業者を指定する。例えば5社ありましたら、そのうちの3番目の社を指定する。さらに予定価格を漏らす、こういったことが大きな官制談合の要素とされております。

私ども本築市の場合は、予定価格は事前公表しておりますので、したがって、最初の1番目、2番目に申し上げたような事実があるとすれば、これは官制談合の法律による解釈上の説明ということになります。

そこでもう1点の、当初からアイホーありきではないのかというようなお話でございますが、先ほど全協の場でも申し上げましたように、これは、最終的には5社による設計コンペで設計業者を、私も含めてでございますが、現場の学校給食センターの所長2名、さらには栄養士、こういった方々を含めて合計9名で同じポイントで、私も50点、それ以外の人も50点というようなことでそれぞれが投票のような形で、その総合点数で大建設さんの設計内容が一番ベストと決めたわけでございます。その中で、厨房機器はアイホー製品がよろしいよと言って提案をされたのが大建さん以外に2社ありましたということですね。また、大建設さんの提案を最もよしとしたのは、先ほど6項目について点数をそれぞれの委員が投票してという説明を申し上げましたが、その中には、土地の形状からして、いかにその土地を有効に活用する提案がなされておるのか、また外観のデザインはどこが一番いいのかということとか、一番学校給食センターの関連で言えば、その厨房機器の配列、これが最も現場の職員にとって何が一番ベストな提案をされておられるのかと、こういったことを大きな要素として、9名の者がそれぞれ投票をしてそのトータル点数で大建さんの提案がベストと、その大建さんの提案の中に、厨房機器についてはアイホーさんというふうになってきたわけでございます。したがって、私どもは、この中部圏がアイホーさんの非常に強い営業エリアということも承知をいたしておりましたが、しかし、何せ3億何千万という工事でございますし、30%弱ではございましたけれども競争性を発揮するために、第1回目は72%のアイホー製品の占有率の中で、なおそれでも競争性が出るのではないのかというような判断のもとで第1次をやりましたんですが、先ほど各委員から御指摘がございましたように、私ども、その意味ではアイホーさんの製品の割合が高いことが他の業者さんの参入を非常に拒んだと、結果的に1社しか第1次の一般競争入札の開札結果は1社しか応札がなかったという、その反省につきましては、重々今後のこういったものも含めまして参考とさせていただき、いい勉強をさせていただいたというふうに思っておりますが、そういう経過の中でのことでございますので、したがって、私どもとしては、官制談合ということについては毛頭考えて実はいないわけでございますが、そのあたりを調査委員会の弁護士さんの御判断をいただいたと、このように理解をいたしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（瀬川治男君）

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第54号 工事請負契約締結について（本巢市学校給食センター建設工事（厨房設備））は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

閉会の宣告

○副議長（瀬川治男君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

以上をもちまして、平成19年第4回本巢市議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

午後0時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員